

1 地域生活支援拠点等について

1-1 地域生活支援拠点等とは

障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することです。

平成31年3月 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
「地域生活支援拠点等について～地域生活支援体制の推進～【第2版】」

1-2 求められる5つの機能

① 相談

基幹相談支援センター・障がい者相談支援センター・相談支援事業所を中心とした、障がい児者やその家族、支援者が相談できる体制の下、相談に対し、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援、障がい者等の権利擁護のための必要な援助を行う機能

② 緊急時の受け入れ・対応

短期入所等の活用による緊急時の受け入れや必要な支援の提供又は緊急時の受け入れ先の利用調整を行うとともに、その後の地域生活継続に必要なサービスの調整などを行う機能

③ 体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、短期入所や共同生活援助等の障がい福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場の提供を行う機能

④ 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障がい有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

⑤ 地域の体制づくり

基幹相談支援センター・各障がい者相談支援センター・各相談支援事業所を活用して、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

2 吹田市の整備状況と今後の方向性

2-1 吹田市の現状と課題

- ・平成28年、多機能型拠点施設として「みんなのき」を整備しました。
- しかし、市の規模に対して1つの拠点で担う役割が大きすぎることや、コロナの影響、人材不足の課題があります。
- ・地域生活支援拠点等の設置が市町村の努力義務となり、国の示す「地域生活支援拠点等」の役割が変化してきました。

2-2 今後の方向性

→多機能型に面的整備型を加え、既存の資源を生かしながら担い手を増やしていきます。
→市の地域生活支援拠点等のあり方について今後も検討を行います。

2-3 吹田市地域生活支援拠点のイメージ図

吹田市は多機能型+面的整備型として、整備を促進します。

多機能型

- ・機能強化を図るため、5つの機能を集約

面的整備

- ・地域において、複数の機関が分担して機能を担う体制
- ・既存の地域資源を有効活用できる。
- ・さまざまな事業所と連携することで、さまざまな障がい種別に対応できる。

